

最高裁平成四年（行ツ）第一九四号、五・六・二二判決  
判 決

上告人 有限会社大東洋生コン

被上告人 大阪府地方労働委員会

右補助参加人 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

右当事者間の大阪高等裁判所平成三年(行コ)第四二号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成四年八月二七日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するものであり、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷